

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 中嶋博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)
1987年12月25日発行
第19巻 第12号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 19 No. 12

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

一つとしての北欧

Nordic Countries : As One Country

常務理事 早稲田大学教授 中嶋博
Managing-Director Prof. Hiroshi Nakajima

北欧の文化の現況を紹介する文化の祭典である
‘スカンジナビア・ツデー’ (Scandinavia Today)の
一大イベントが、今、東京をはじめとして各地で
くり広げられている。

美術、工芸、デザインを始めとし、映画、文学、
音楽等の多岐にわたる分野のスカンジナビア文化
の現況を、国内において我々が身近に感じるこ
とが出来るといふことは、かつてないことである。

しかしこれを可能にしているのは、今回のイベ
ントの主催者である北欧閣僚評議会 (Nordiska
ministerrådet)と北欧理事会 (Nordiska rådet)の
努力により、‘一つとしての北欧’が実現してい
ることによる。

さて筆者はこのほど計らずも、この‘スカンジ
ナビア・ツデー’に呼応する形で、フィンランド
・アカデミー招聘、日本学術振興会派遣による学
術交流者として、フィンランドを訪れ、北欧理事
会フィンランド代表部の人々と親しく意見を交換
するを得て、この‘一つとしての北欧’を実感し
たことであった。

ところで、北欧理事会と北欧閣僚評議会につい
て一寸説明をしておく必要があると考える。

すなわち1952年に北欧理事会が設立されたが、
これによって5か国相互を旅行するにパスポート
を必要ともしなければ、自国で得た社会保障上の
特権は他国でも生かされることとなった。

1962年にはヘルシンキ条約が結ばれ、外交、安
全保障を除く広い分野で各国政府がより協力を強
めることとなった。

そして1971年に北欧閣僚協議会が結成され、現

在、文化、教育担当の各国2人の閣僚 (アイスラ
ンドは1人) で構成されているように、とくに、
文化、教育、学術の協力体制をとっており、本部
はコペンハーゲンにある。

また国家間協力の財源は、スカンジナビアの国
民総所得高に占める各国の割合に基づく査定に従
い拠出しているが、1987年度の北欧閣僚評議会
の予算75,000,000ドルのうちスウェーデンは最高
の37.1%を出資している。

北欧理事会の本部はストックホルムにあるが、
フィンランド代表部は本年2月23~27日の第35回
大会のホスト役を引受けているようにホットな北
欧情報をキャッチするに大変好都合であった。

最も印象的なことは、5か国間の理解と協力に
は積極的な教育 (例えば“北欧を知ろう”とい
ったテキスト、学童・生徒の相互ホーム・ステイ、
教科書の相互交換編集等) を絶えず行っている
という点であった。

また今回の文化イベントに留らず、我が国との
積極的な教育交流、さらに強力な学術協力が要望
されたことを付言しておきたい。

目次

一つとしての北欧	中嶋博	1
スウェーデン脳死法の誕生		
	福本一朗	2
SIP ニュース		5
昭和62年度研究月報目次一覧		6

スウェーデン脳死法の誕生

Swedish law of brain-death

留学生 福本 一朗

Dr. Ichiro Fukumoto

1987年5月6日、60人もの発言者による5時間にもわたる熱心な議論の後、スウェーデンの脳死法 (lagen om kriterier för bestämmande av människans död: 人間の死の決定に関する基準についての法) は国会で可決された。賛成216票、反対96票、棄権3票、欠席34名であった。これにより、同法の施行される来年1月1日からスウェーデンにおいては「完全に回復不能な脳機能の停止」をもって、人工呼吸器により生命を維持されている患者の法律上の「死」と見なされることになる。ただし2つの例外があり、それは妊婦でその胎児が帝王切開で救える場合と移植のための臓器摘出が予定されている場合である。これは従来の心機能の停止をもって「人の死」と見なしていた「慣習」と異なり、人の「死」の定義を人為的に定めた全く新しい法である。それだけに各政党とも、あらかじめ国会議員達にたいして投票指示をせず、全く各議員の良心に任せたため、投票結果は圧倒的賛成の与党を除き各政党を分裂させた。事前調査では与党社会民主党は賛成135反対11、共産党は8対8、国民党は賛成33反対10、穏健党は賛成24反対45、中央党は賛成16反対33、キリスト教民主同盟は反対1であった。今回の議論においては、「医師が医師」に「教授が教授」に「キリスト者がキリスト者」に対立したと言われ、賛成派反対派共に簡単には色分けできない。問題はそれだけ複雑で、理性と議論を尊ぶスウェーデン人にとっても割り切れないものを残している。

2. スウェーデンの脳死立法小史

スウェーデン第三の都市マルメで年金生活を送っているモルテン・ウェルネル氏は、退職前は聖パウロ教会の議論ずきな牧師であった。氏は穏健党の国会議員になった後、はやくも1970年に脳死に関する動議を国会に提起していた。スウェーデンの脳死法の父と言われる由縁である。実際、今回成立した脳死法案は氏が1974年に提出した動議案に基づいている。臓器移植を常に念頭におく氏は、

脳死法成立に満足してつぎのように言う

「自らの死を通じて他人を健康にするのは良きキリスト者の務めである。」

ただ臨床に携わる医療スタッフ特に麻酔医にとっては、脳死法による影響が特に大きいというわけではない。というのは1973年の社会福祉省の通達 (MF 1973: 29) によって、「脳死」状態にある患者の治療を打ち切る権限を既に与えられているからである。この通達は1982年の省令 (S O S F S (M) 1982: 57) によって「脳死患者の予後と治療」を一部追加、改正されて今回の脳死法の医学面の骨格となった。政府任命委員による諮問委員会報告書は、「死の概念 (Döds begreppet)」 S O U 1984: 79, 80として発行された。^① この報告書は、専門医、法律家による詳細な調査書であり、死の医学的記述から各国の脳死法定状態調査、脳死の概念に関するアンケート調査、医師・看護婦に対する死に関する知識調査、それに膨大な文献を網羅した、現代の「死者の書」と言えよう。スウェーデンの法律の制定はほとんど常にこのような詳細な調査書が公開され、国民に十分な議論の材料と時間を与えた後、国会で最終的に討議される。国民は法の提案、討議、形成に(もしその熱意があれば、様々の方法で) 直接参加することが出来る。

3. 脳死法の賛否

議長タルシュフ議員が、これまでにない素晴らしい議論であったと最後に全員に感謝したほど、国会での議論はこれ以後の模範となるほど極めて実質的に行なわれ、投票者達の大部分は討論を聴いて初めて自分の意見を決定した。5時間の議論はそれ自体スウェーデンの議員達の熱心さと北欧民主主義の裾の広さを示すものであるが、ここではただ代表的な意見を紹介するに留める。^②

① 国会での反対意見

生と死の問題は果たして国会で討議すべき問題かどうか、疑問に思う。国会に提出するのは、全

く馬鹿げたことだ。シグルドソン厚生大臣は脳死法は臓器移植の必要性からは独立しているべきだというのが、今までこの関係が国会で論ぜられたことはなく、この関係を故意に隠すのは間違いだ。(穏健党ヨンソン議員) 我々は死を五感で経験する。その他のことは全く無用だ。倫理は技術に先行すべきだ。また賛成者達は、臓器銀行は許されないというのが、移植のためにどれだけ長く脳死患者を生かし続けるか、絶対的な限界が示されていないではないか。(社民党ペーション議員) 生物学的にまだ生きている人に死を宣告するのは、人を医学研究の対象と考えるのと同じく人間の尊厳を損なうものだ。また脳死法は、他の関連した諸問題、遺伝子操作、胎児診断、人工受精そして臓器移植問題などと一体を成しており、決して単独で議論されるべきではない。(共産党ランツ議員) 人身への強制的な侵襲(著者注:主に拷問を指す)の禁止は、低開発諸国だけでなく、スウェーデンにも適用されるはずだ。脳死法案に欠如していると思えるのは死にゆく者と死者との統一性だ。またエマニュエル・カントは何人も他の人の手段として用いられるべきではないと述べたが、これはカール・マルクスの考えにも共通する思想である。この考えはまだ有効なのか、それとも修正されるべき時なのか?そもそも脳死法案制定は、臓器移植を増やしたいために進められたものの様に思える。(穏健党ビェルク議員) このビェルク議員は、自分自分も内科学の教授であり、脳死法反対の急先鋒のひとりである。教授は脳死法の成立に伴い、国会議員を辞職することを表明した。教授の弁論は今まで国会でなされた最も感銘深い弁論であったと国民党のカールス議員は述べていた。^③

② 国会での賛成意見

医療技術の進歩は社会の疑問を生じ、それは社会のモラルを必要とする。そのモラルは民主的に成文化されねばならない。脳死法反対者は潜在的に知識を蔑視している。彼等は死を主観的な経験に留め置き、神秘的な定義に逆戻りさせようとしている。(共産党スペンソン議員) 先進西欧諸国の中ではわずかにデンマークとスウェーデンのみが脳死法を有していない。また何処に人間の精

神と霊が宿っているか?我々の経験からするとそれは脳以外の何処でもない。脳こそ生命の実際的な源なのだ。(社民党スペンソン議員、スウェーデン伝道教会の熱心な会員) 今日では心機能の停止は必ずしも人の死を決定するのに十分な基準とはなりえない。(国民党タルシュフ議員) 我々が法的に心臓移植が不可能だという理由で、心臓移植の患者を海外に送って手術しているのは非倫理的だと思う。(穏健党ハグルンド議員)

4. 医師会の医師達の態度

スウェーデン医師会に加入している26,000人の医師のうち、わずか200名程が脳死法に反対しているという。医師達は脳死の診断について一致した意見を有しており、毎年200から700名生じるとい、人工呼吸器に依存して生命を維持される完全な脳梗塞は回復することが決してなく、専門医の診断はこと脳死に関する限り誤ることはないと確信している。脳死患者の予後に関しても、たかだか14から20日しか人工呼吸器の下でも生存出来ないとされており、決して回復することのない患者をICU(集中看護室)にいて毎日3000クローネもの貴重な医療費を使うことは社会全体にとって無駄だという考えが支配的である。サールグレンスカ病院麻酔科のブリュンゲル上級医は、「人工呼吸器のスイッチをきる事にはなんの感傷もない。死体の後始末をするにすぎない。」と公言してはばからない。

単独病院としては北欧最大の規模を誇るサールグレンスカ病院は、また年間約300件の腎移植が行なわれているスウェーデン最大の腎臓移植のセンターでもある。

臓器移植に携わっている医師達には、脳死法は新鮮な臓器をスウェーデンでも移植に利用出来るということになるため、近年にない朗報として受け取られている。免疫抑制剤シクロスポリンの使用のお陰で生着率95%以上を誇るスウェーデンの死体腎移植はもちろんのこと、現在まで20件の手術が行なわれ内6人が生存している肝臓移植、既にサールグレンスカでも失敗の経験を持つ心臓移植も、脳死法の成立のお陰で血液循環を止めずに移植まで臓器を保存出来るために飛躍的な進歩が期待されている。特に心臓移植は、現在でも16人

の患者が緊急に移植されねばならないとされているが、スウェーデンはこれまで、オランダにある国際心臓銀行に参加できなかったため、移植心の海外からの供給が望めなかった。今後は毎年約100件の心移植が行なわれる予定と、ウィリアム・オルソン教授は述べている。^④ 臨床の現場で既に脳死基準が適用されてきたこともあって、医師達の脳死法への感心はそう高いとはいえず、当然の事として極めて冷静に受け取られているように思える。

5. 今後の問題

脳死法に賛成してきた人々や医師達の極めて理性的な態度に対し、一般のスウェーデン人の受け取り方はそう単純ではないようである。フディンゲ病院移植外科のグロス医師によると、1年前には臓器移植反対者は約一割であったのに、脳死法成立からほぼ1カ月たった後では約半数の人々が臓器移植に反対しているという。^⑤ そのためサールグレンスカ病院では臓器提供者がいなくなり、この5カ月に予定されていた腎移植50件のうちまだ30件しか消化されていないという。移植医達は、とっつきにくい脳死判定基準に不安を抱く一般の人々に対して臓器移植についてわかりやすく説明する必要を痛感するようになり、「臓器提供者になるのは社会の一員としての義務を果たすこと」「自分の臓器は人にあげられる最高の贈り物」「死は飛行機の着陸のようなもので最も自然な人生の終わり」「患者自身の意志と肉親の許可なしには臓器は移植に利用されることはない」などと啓蒙に努めている。^{⑥⑦⑧}

世界1、2を誇る長寿命と個人主義の気風それに十分な社会福祉のお陰で、身寄りのない独り暮らしの老人の決して少なくないスウェーデンでは、臓器の提供に関して「患者の意志」「肉親の同意」を得る事は必ずしも容易ではなく、脳死法の乱用に歯止めをかけ移植医の熱意に抗して、患者の意志とインテグリティを尊重しとおすためには新しい臓器移植法の制定が強く望まれている。それは脳死法反対者の一人が前述のように既に予測していたことである。

また脳死法には妊婦と臓器提供者の2つの除外例が定められているが、それに該当する患者を看

護することを強いられている看護スタッフにとっては、法的には既に「死亡している」と見なされている「死体」を看護することになり、今まで経験されなかった問題を生じると心配されている。脳死法推進者のウェルナー氏は、脳死した妊婦は胎児のための「保育器」にすぎないと述べている。しかし医師以外の一般の人々がその考えを受け入れるのは、「断頭された時が人の死」と考えていたバイキングを祖先にもつスウェーデン人達においてさえそう易しいことではないようである。脳死法の成立は人々に生と死を理性的に考えねばならぬ時代が到来したことを強く自覚させるとともに、「死に行く者」と「死者」に対する伝統的な態度の変更を求めている。生命維持装置の発明が脳死人間を作り出し、臓器移植外科の進歩が脳死法の成立を進めた。遺伝子工学とあいまって、生命を直接人間の意志でコントロールする最近の医学技術の急速な進歩に、我々人間の心は十分について行けるのであろうか。この様な時代においては、新しい技術も法も、実際の運用は専門家達の裁量に負うところが非常に大きい。今日ほど医の倫理が強く求められている時代は今までなかったといえよう。

6. 文献

- ①Dödsbegreppet, SOU 1984 : 79, 80
- ②Döden blir lag, Riksdag & Department 1987 : 17, p 2 - 3
- ③ "216 för-96 emot", Arbetet/Torsdag 7 maj 1987, p 7
- ④En fin uppgift hjälpa andra att bli friska, Arbetet/Torsdag 7 maj 1987
- ⑤Debatt som oroar, Arbetet/Torsdag 4 juni 1987, p 6
- ⑥Total hjärninfarkt skäl för dödförklaring, Läkartidningen Volym 84, Nr. 6, 1987, p 337
- ⑦Kritiken mot nytt dödsbegrepp bygger på felaktiga uppgifter: Läkartidningen, Volym 84, Nr.15, 1987, p 1215
- ⑧Dags att kapitulera !: Läkartidningen, Volym 84, Nr.1987, p 1624-1625

1987/88年度国会開会：

スウェーデン経済に明るい展望、ただし、過熱を避けるには緊縮が必要

イングヴァル・カールソン首相 (Prime Minister Ingvar Carlsson) が、1987/88年度国会の開幕にあたり、政府の政策に関する演説を行なったが、その骨子次の通り。

「スウェーデンの生産と投資は増加しており競争力の改善が認められる。対外赤字が減ると同時に、公共部門の財政が好ましい収支を示している。また、実質所得が上昇していると共に、失業も減った。従って、目下のところ、長期的で安定的な経済成長を創造することに努力を集中させる必要があるが、これには低いインフレ率と十分に機能する柔軟な経済が不可欠である。

なお、経済の過熱傾向を阻止するために、来年度予算に関する作業においては緊縮対策が基調となるであろう。そこで政府としては、今後公共部門の昇給にとって極めて重要と思われる条件を具体的に述べていく予定である。

環境保護については、空気汚染並びに酸性化抑制策と古い貯蔵毒物の処理法に関する法案が提出される見込みである。環境法も今後厳しくなるはずで、特に汚染にさらされるスウェーデンの二地域が特別な行動計画の実施対象となる見込みである。また、政府はストックホルムを本拠地とする国際環境技術研究所を設立する予定である。

福祉の改善のための資源を増加させるような好ましい経済動向をバックに、政府は児童保護サービスの拡張、疾病保険並びに出産育児休暇の改善に優先権を与えている。それと同時に、腰、冠状動脈、白内障の手術のキャパシティの増大を含む公共医療サービスにおける調整の向上及び効率のアップが促進されることとなろう。

さて、スウェーデンは今後とも、意欲的に難民政策に取り組む意向で、外国嫌いや人種差別主義撲滅のための特別委員会を任命する予定である。

国際情勢に関してだが、スウェーデン並びに他の E F T A 諸国は、ヨーロッパの貿易障壁撤廃と全18が国を包含する域内市場設立のために、目下、積極的に E E C 諸国との調整を進めている。因みに、今秋中にも、西欧の統合へのスウェーデンの関わりに関する特別レポートが国会に提出される見込みである。スウェーデンは今後とも、国際開発援助への支持を惜しまぬ決意で、政府は環境保護を開発援助し目標の一つに加えることを提案する予定である。」

軍縮と開発に関する国連会議におけるスウェーデン：
防衛産業の民間生産への転換を検証することが重要

ニューヨークで開かれた軍縮と開発の関係に関する国連の国際会議においてスウェーデンの外相ステーン・アンデション (Sten Andersson) が行なった演説骨子、次の通り。

「核兵器の軍拡競争が我々の主要な関心事であり、核軍縮は人類がこれまでに直面したことの無い否応の無い政治的挑戦であるが、従来兵器の軍拡競争は抑止することも肝要である。従来兵器及び軍隊の支出減らしに関する話し合いも、参加国全体の軍事努力の抑止並びに縮小に貢献することとなろう。

何百万人もの人々が食料や医療や基礎教育を欠いている一方で、毎年、何千億ドルにもなるお金の限りなく精巧になっていく兵器システムに費されていくのが現状である。因みにこの軍事支出全体の約80%が、従来の防衛体制に割当てられている。

軍拡競争は、兵器製造技術におけるほとんどあらゆる技術革新が行なわれているごく少数の国々だけがしのぎを削っているわけでは決してない。武器市場は今や世界的広がりを見せており、その形も応々にして補助を支給されて売られる余剰措置の出荷から超近代兵器システムの商業的移転へと発展してきている。なお、この変遷は、労働力の軍産分離へ発展途上国が徐々に統合されていくことを含むものである。

武器移転に関する問題は、国際的レベルで話し合わねばならず、まず第一に、武器の輸出者と受取人の相方を対話の席に坐らせることが必要である。スウェーデン政府は、まもなく国の法規を検証し、スウェーデンの武器輸出の抑制と制御に関する更なる措置を案出する予定である。

防衛産業の多様化並びに転換の問題については、競争製品の開発は時間がかかるし、防衛産業で働く人々は、自分の福利への脅威として軍縮を受けとめるので、この種の方策の検証を開始することが今日既に肝要となっている。そのために、スウェーデンは国連総会の勧告に則って、軍縮と開発の関係に関する国家的な研究を行なってきた。また、我国は、諸外国がこの種の国家的研究を行なうことを歓迎するものである。

スウェーデンの研究は、全体的な軍縮の経済への推移的な影響が大したものではないことを示している。地域的な経済及び社会的困難に打ち勝つには、当該企業の民間部門を拡張する段階が踏まれねばならな

い。そのために、スウェーデンはこの目的のための特殊な方法を目下、考慮中である。因みに、失業率上昇の危険は、軍縮反対の理由として根拠のあるものとは思われない。」

ウーロフ・パルメ賞、シリル・ラマフォサに

国際理解と共通の安全保障のためのウーロフ・パルメ記念基金が10月7日に発表したことによると、1987年度ウーロフ・パルメ賞は、南アの鉱山労働者の組合リーダーで有名なシリル・ラマフォサ(Cyril Ramaphosa)に贈られた。今回の賞は、人権のための南アの鉱山労働組合員の共通の闘争において、彼らが明示した賢明なる勇気とラマフォサ氏の尊敬を讃えて授与されたものである。ウーロフ・パルメ賞の授与は今回が初めてで、受賞式は10月24日、ストックホルムにおいて行なわれる。

昭和62年度研究月報目次一覽

- | | |
|--|--|
| <p>No.1 年頭御挨拶 ……西村光夫
謹賀新年 ……松前重義
Messegas for the New year
…………ウーベ・ヘイマン大使
スウェーデンの冬休み ……三瓶恵子</p> <p>No.2 カールソン首相のプロフィール …岡沢憲夫
スウェーデンの精神障害者 ……
カール・グルンネウォルド(中村明雄訳)
(Göteborg通信) パルメ事件のその後
…………三瓶恵子
(資料紹介)
「スウェーデンにおける地域の在宅サービスの供給システムの紹介とその分析」
…………小野寺百合子著</p> <p>No.3 最近のスウェーデン ……飯野靖四
<ニュース> スウェーデン大使ご夫婦
ならびに報道官ご夫婦の歓迎昼食会
1987/88年度予算案について ……松下正三
(講演会報告)
スウェーデンのプレスオンブズマンの講演会</p> <p>No.4 コンピューター時代への教育 ……中嶋 博
春を待つ心 ……松下正三
(Göteborg通信) お小遣いについて
…………三瓶恵子</p> <p>No.5 「スウェーデンハンドブック」のお薦め
…………西村光夫
「いま、なぜスウェーデン」(パネルディス
カッション) ……報告者 中村明雄
スウェーデンにおけるコンピューター犯罪立法
…………坂田 仁</p> <p>No.6 スウェーデンの知謀—平和構築の政治戦略
…………岡野加穂留
ミュルダール先生の御逝去を悼む
…………西村光夫
日溜りの中の老人達—医療側から見た
スウェーデンの老人医療 ……福本一朗
(Göteborg通信) 名前について ……三瓶恵子</p> | <p>No.7.8 モアとハリー ……三木宮彦
スウェーデン議会の構成
—性と年令の政治学 ……岡沢憲夫
西村光夫理事長表彰を受ける
平和の問題—戦争はモチヴェーション
を失った ……松下正三</p> <p>No.9 国際的視野の広さ ……木田 宏
小野寺信顧問のご逝去を悼む
スウェーデンの視点から見た平和運動
(グンナール・ラッシナンティ博士)
…………山西優二訳</p> <p>No.10 設立20周年記念祝賀会開催
スウェーデン大使の祝辞
感謝状と記念品の贈呈
スウェーデンよりの祝電
独学教師と熱心な生徒たち ……松岡幹雄
ベッレとウプサラ ……菱木晃子</p> <p>No.11 スウェーデンの教育・文化およびマスメディ
ア政策 —スウェーデン文化大臣講演要旨
スカンジナビア・ツデー開幕
社会福祉以前のスウェーデン ……福本一朗
スウェーデンで子どもをうんでみるの記
…………三瓶恵子</p> <p>No.12 一つとしての北欧 ……中嶋 博
スウェーデン脳死法の誕生 ……福本一朗</p> |
|--|--|

グンナー・ヘックシャー元大使の ご逝去を悼む

このほど同元大使ご逝去の報に接し、心よりお悔みを申し上げます。
追悼のことは、本誌の来春2号に掲載させていただきます。予定であります。